

# 東京マラソン財団オフィシャルボランティアクラブ

## VOLUNTAINTER（ボランティナー）会員規約

【改定前】 ※下線部分を修正・追記

### 第3条（本規約と本サービス）

1. 本規約に同意し、会員登録を行った方に限り、会員となり、本サービスの提供を受けることができるものとします。
2. 本サービスとは、以下のサービスとします。
  - 本サイトを通じて東京マラソン、その他当財団がボランティアを募集するイベント又はスキルアップ研修等（以下「イベント等」という）へのエントリー
  - 本サイトにおける会員の個人ページ（以下「マイページ」という）でのイベント等への参加履歴の管理、ボランティア活動証明書の発行
  - メールマガジン等による東京マラソン及びその他ボランティアに関する情報提供
  - その他当財団が本サイト上で提供するサービス

【改定後】 ※下線部分を修正・追記

### 第3条（本規約と本サービス）

1. 本規約に同意し、会員登録を行った方に限り、会員となり、本サービスの提供を受けることができるものとします。
2. 本サービスとは、以下のサービスとします。
  - 本サイトを通じて東京マラソン、その他当財団がボランティアを募集するイベント又はスキルアップ研修等（以下「イベント等」という）へのエントリー
  - 本サイトにおける会員の個人ページ（以下「マイページ」という）でのイベント等への参加履歴の管理、ボランティア活動証明書の発行（活動証明書の発行は対象イベン

トに限り可能。イベント開催日から起算して 5 年までは、イベントへの参加が確認された場合のみ、遡って証明書を発行することも可能。なお、イベント開催日から起算して 5 年を超える場合は、発行不可とする。)

- メールマガジン等による東京マラソン及びその他ボランティアに関する情報提供
- その他当財団が本サイト上で提供するサービス

【改定前】 ※下線部分を修正・追記

### **第13条（免責）**

3. 当財団は天災地変、法令に基づく措置、行政指導、監督官庁の指導、事件又は事故、その他不可抗力等により本サービスを提供することができない場合には、当該サービス提供ができないことに関し、一切の責任を負いません。

【改定後】 ※下線部分を修正・追記

### **第13条（免責）**

3. 当財団は天災地変、法令に基づく措置、行政指導、監督官庁の指導、事件又は事故、感染症の流行、その他不可抗力等により本サービスを提供することができない場合には、当該サービス提供ができないことに関し、一切の責任を負いません。

【改定前】

### **第14条（退会）**

1. 会員は、以下の場合に VOLUNTAINER を退会するものとします。
- 第 10 条に定める会員の義務の不履行があり、当財団が会員を退会処分とした場合
  - 会員が自ら所定の方法にて当財団に退会の届出を行い、届出が受領された場合

- 会員が死亡した場合

【改定後】 ※下線部分を追記

#### **第14条（退会）**

1. 会員は、以下の場合に VOLUNTAINER を退会するものとします。
  - 第 10 条に定める会員の義務の不履行があり、当財団が会員を退会処分とした場合
  - 会員が自ら所定の方法にて当財団に退会の届出を行い、届出が受領された場合
  - 会員が死亡した場合
  - 本規約含む参加規約、VOLUNTAINER COMMUNITY 利用規約及び BBS 利用規約に定める禁止行為を行い、当財団からの通告に従わなかった場合